

減額の制度について

公道に埋められた配水管から分岐した給水管や蛇口（給水装置）は、お客様の所有物です。したがって、この部分の修繕・管理や、流出した水量に係る水道料金は、たとえ漏水によるものであってもお客様のご負担となります。ただし、お客様への負担の緩和を図るため、給水装置の適切な維持管理のもとに発生した漏水を対象に、水道料金を一部減額できる制度があります。

減免の対象となる漏水

- ① 地下埋設管からの漏水
- ② 床下または壁体内部等で発見し難い箇所における漏水

減免の対象外となる漏水

- ① 漏水の発見が容易であると判断される時
- ② 給水装置に設置されている給水用具（蛇口・ボールタップ等）からの漏水
- ③ 受水槽以降、又は給湯器本体の故障及び給湯管、太陽熱温水器等、器具からの漏水
- ④ 使用者等又は第三者の故意又は過失と認められる時
- ⑤ 不正な給水工事が原因で発生した漏水
- ⑥ 給水装置工事の竣工後、1年以内に漏水が発生した時

減免することができる期間

修理完了日を含む連続する3調定分を限度とします。ただし、前回の減免から1年間は減免することができません。

減免後の水道料金

検針水量と推定使用水量の差の2分の1を検針水量から減量して請求します。

（※1）推定使用水量とは、漏水がなかったと仮定した場合に使用したと推定される水量のことで、漏水減免対象月の前年同時期3箇月の使用水量の平均水量となります。

申請方法

佐川町指定給水装置工事事業者による漏水修理工事完了後、水道料金減免申請書に必要書類を添付のうえ、工事完了日から起算して3ヶ月以内に水道係へ提出してください。

必要書類：修理工事の写真（修理前・修理後・修理後のメーター指示数）

□お問い合わせ先 建設課 水道係 ☎22-7713